「（仮称）仙台市手話言語条例」中間案に対するご意見の概要及びご意見に対する検討会議としての考え

| 番号 | 中間案に対するご意見 | 検討会議としての考え |
|---|---|---|
| １．総論・前文関係 | | |
| 1 | 全体的に<br>他自治体を例にあげると鳥取のように条例に基づき様々な試みを実現していってこその条例であることを意識して心して策定いただきたい。 | この条例を通じ、手話が言語であるとの認識のもと、全ての人が心を通わせ、相互に人格と個性を尊重し合う社会が実現できるよう、条例の制定を目指します。 |
| 2 | 条例中間案の前文の最後に「本市は、手話が言語であるとの認識に基づき、その文化を継承するとともに、全ての人が心を通わせ、相互の人格と個性を尊重し合う社会の実現を目指し、この条例を制定する」とあるが、今私が読んだその３行は、本心から目指していることと言い切れるか。<br>テレビのニュース番組のワイプに、なぜ手話がないのか、それを不思議に思うことが理解できるか。それはサービスで付けるものか。私達は同じ国の国民なのに、なぜか生まれたときから私たちの言葉だけが映されない、無視されるのはどうしてか。<br>この条例により、日本の言語だと認められていなかった手話を、言語だと認めるというなら、それぐらいやるべきだ。事業者に対して、こういうサービスは頼めませんなどということではだめだ。わがままなオプションを頼むのではない。<br>大切な、同じ日本人の言葉を、手話を認めるんだったら、ありえないという壁も越えていくべきだ。 | 手話に対する理解及び手話の普及に向けた取り組みは、いまだ十分であるとはいえないと認識しています。<br>手話が言語であるとの認識のもと、全ての人が心を通わせ、相互に人格と個性を尊重し合う社会の実現に向け、本条例の制定を目指します。 |
| 3 | 前文について<br>５行目の「日本語の文法や語順に対応した手話も用いられている」部分について、この条文における“言語である手話”とは違う意味合いの”手話“となっているように感じます。中途失聴者や難聴者の使用する手話を否定するものではありませんが、この条例の基本理念にも掲げられている「手話は言語である」のであれば、この一文は再考が必要ではないかと思います。<br>最後の段落（そこで、本市は～）について、「その文化の継承」とありますが、どのような文化があるのか詳細が書かれていません。手話が言語であるとの認識に基づいた文化がどのようなものであるのか、手話施策推進法 第二条のように記述する必要があります。<br>また、ここでは、「すべての人が心を通わせ、相互の人格と個性を尊重し合う社会」を目指していますが、第二条基本理念では「ろう者等と手話を使用しない者とが互いに理解し合い、支え合う社会」を目指しています。後述の第二条についての意見でも述べますが、条例全体がどんな社会を目指していくのか、手話を言語とするろう者の意見をしっかり取り入れ、方向を定めるべきだと考えます。 | 手話に対する考え方は多様であると承知しており、本条例は、手話を必要とする方全員を対象としております。<br>手話文化については、言語としての手話そのものだけでなく、手話によるコミュニケーションの中で培われてきた習慣やマナー、あるいは手話により表され伝えられてきた文学や演劇等が該当し得ると思われますが、そうした中で特定のものを例示することが難しいことから、具体的な記載はしておりません。<br>また、第二条（基本理念）に係るご意見については、第二条第三号の規定を「ろう者等を含む全ての市民が互いに理解し、支え合う社会の実現を目指すこと」に修正します。 |
| 4 | 前文後半に出てくる条例や法律について平成〇〇年と具体的な制定施行が入ると良い。 | ご意見として承ります。 |
| ２．第一条―目的　関係 | | |
| 5 | 「ろう者、中途失聴者、難聴者」と列挙されているが、そこに盲ろう者も含めてほしい。触手話など独自の意思疎通手段を使用しています。 | 中間案の「ろう者、中途失聴者、難聴者その他手話を必要とする者」には盲ろう者の方も含んでいますが、ご意見を踏まえ、「ろう者、盲ろう者、中途失聴者、難聴者その他手話を必要とする者」と明記することとします。 |
| 6 | 「ろう者、中途失聴者、難聴者」を「ろう者、中途失聴者、難聴者、盲ろう者」に改める。<br>【理由】盲ろう者についても規定することにより、ろう者と同様に条例の対象として明確に位置づける必要がある。<br>【参考条例】<br>千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例第二条第三号<br>文京区手話言語条例第二条第一号<br>見附市手話言語条例第二条第三号 | |
| 7 | 第一条について、「ろう者、中途失聴者、難聴者」が当事者と取り上げられていますが、<br>-盲ろう者-は明記されていません。-盲ろう者-を追加してほしいです。<br>盲ろう者は、障害の状況は様々でコミュニケーション手段も色々ありますが、手話言語を持っている盲ろう者がいることを認識する必要があります。単一のろう者と同様に手話で発信しており、受信する方法は触手話もしくは接近手話です。<br>ちなみに、障害者権利条約二十四条にも -盲ろう者-が明記されています。 | |

| 番号 | 中間案に対するご意見 | 検討会議としての考え |
|---|---|---|
| 8 | 第一条下から3行<br>ろう者、盲ろう者、失聴者、中途失聴者、難聴者、その他発声障害等手話を必要とする者（以下「ろう者 聴覚障害者等」という。）<br>↑の表記の方が良い。<br>以降に出てくる表記についても「ろう者等」→「ろう者 聴覚障害者等」が良い。 | 中間案の「ろう者、中途失聴者、難聴者その他手話を必要とする者」には盲ろう者の方や発声障害により手話を必要とされる方も含んでおりますが、ご意見を踏まえ、「ろう者、盲ろう者、中途失聴者、難聴者その他手話を必要とする者」と明記することとします。 |
| 9 | （最初の概要のページについて）<br>「ろう者等」の中にある多様さについて<br>この条例は、手話を使わない中途失聴者や難聴者のことも「ろう者等」に含めています。これはとても良いことだと思います。<br>一方で、手話に対する考え方や向き合い方は、ろう者・中途失聴者・難聴者の間でも一様ではなく、まだ十分にすり合っていない部分もあると感じています。この点をすぐに条文へ反映するというよりも、今後、当事者同士でも対話を重ねていく機会が持てたらと願っています。市におかれても、そうした議論が深まっていくことを見守っていただけたら幸いです。<br>おわりに<br>この条例がきっかけとなり、ろう者・難聴者と、手話を使わない方々とが、もっとお互いを理解し合える仙台になることを願っています。中身のある、実際に生活が変わる条例になるよう、ご検討をお願いいたします。 | 手話に対する考え方や向き合い方は、人それぞれ多様であると認識しています。<br>この条例を通じ、手話が言語であるとの認識のもと、全ての人が心を通わせ、相互に人格と個性を尊重し合う社会が実現できるよう、条例の制定を目指します。 |
| ３．第二条―基本理念　関係 | | |
| 10 | 第二条　基本理念について<br>二　ろう者等が手話により情報を習得し、意思疎通を図る権利は尊重されなければならないこと<br>手話施策推進法では、基本的施策として、手話を必要とする子どもの手話の習得の支援が掲げられています。中間案の基本理念には、手話により情報を取得し、意思疎通を図る権利が書かれていますが、手話を必要とする子どもや聞こえない人が手話を習得する権利についても加えてほしいです。 | 第一条において、ろう者、中途失聴者、難聴者その他手話を必要とする者を「ろう者等」と定義していますが、手話を必要とするこどもや聞こえない人も、この「ろう者等」に含まれています。その上で、第２条第２項において、ろう者等が手話により情報を取得し、意思疎通を図る権利が尊重されなければならないこととしています。 |
| 11 | 三　ろう者等と手話を使用しない者とが互いに理解し、支え合う社会の実現を目指すこと<br>・「ろう者等と手話を使用しない者」という表現について、分断されている印象があります。この条例を機に互いに支え合う社会を目指すのであれば、前文に書かれているように「全ての人が（全ての市民が）」「手話を通じてすべての市民が」「ろう者等を含むすべての市民が」など共生がイメージできる文言にしてほしいです。<br>・前文に掲げられている「全ての人が心を通わせ、相互の人格と個性を尊重し合う社会」との整合性について検討が必要だと思います。支え合うためには、「理解し、心を通わせ、相互の人格と個性を尊重し合い、支え合う」といったプロセスが必要になるのではないかと思います。 | ご意見を踏まえ、第三号の規定を「ろう者等を含む全ての市民が互いに理解し、支え合う社会の実現を目指すこと」に修正します。 |
| 12 | 第二号において「意思疎通を図る権利」を尊重するとしている。「権利」という言葉はとても大切だと思うが、この権利の根拠法として考えているものがあれば教えていただきたい。 | 意思疎通を図る権利は「障害者の権利に関する条約」や「手話に関する施策の推進に関する法律」などの趣旨を踏まえたものであり、本市においては「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」との整合も図りながら、中間案の検討を進めてきました。 |
| 13 | 第二号に「…意思疎通を図る権利は尊重されなければならない…」とあります。手話を使うことは権利であることを認めたことは、評価できます。しかし、どう尊重するのか不明。第三条から第五条の各条項の中にも基本理念を尊重するための施策が並んでいるが、いずれも抽象的。権利を尊重するとか、実現するなど、ろう者等が手話を使うことは権利であることをもっと前面に表現すべきではないか。 | 中間案では、ろう者等が手話により情報を取得し、意思疎通を図る権利が尊重されることを基本理念としています。ご意見として承ります。 |
| 14 | 手話施策推進法では、手話は言語であり、重要な意思疎通手段であることから、手話の習得についてもその目的に掲げています。子どもを含む聞こえない人が手話を獲得できる環境と整えることも非常に重要です。しかし、この中間案には、聞こえる人が手話を学ぶことや手話通訳者を養成することには触れていますが、聞こえない人が手話を獲得することに触れていません。ぜひ、聞こえない人の手話の獲得について基本理念に加えてください。 | 聞こえない人が手話を獲得することについては「ろう者等が手話により情報を取得し、意思疎通を図る権利は尊重されなければならないこと」に含まれるものと考えています。 |

| 番号 | 中間案に対するご意見 | 検討会議としての考え |
|---|---|---|
| ４．第三条―市の責務　関係 | | |
| ４－１．全般 | | |
| 15 | 第一項第一号について<br>手話に対する理解促進とあるが、手話話者も他者と同等の市民であり、手話での発言も音声の発言と同様に尊重されるべきであるという前提にたって行われることが大切です。<br>ろう者はしばしば「話せない人・会話できない人」という扱いを受けます。音声での会話のみを会話と認識している人が多いためです。<br>あるいは、本人が手話や文字で明確に意思表示をしていても、通訳者の名前等を確認し、通訳者に責任をもたせようとする人もいます。音声で発言ができない人を半人前扱いする社会状況があることを踏まえた理解促進の施策が求められます。<br>加えて、音声が聞こえない状態で日本語を獲得をすることは非常に困難であるということもきちんと広める必要があります。聞こえなくても日本語の文章で書けばわかる、という誤った認識から、筆談があれば手話通訳は不要、と考えられることがあるためです。 | ご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただくと共に、担当部局と共有いたします。 |
| 16 | 私は、手話通訳はできないので文字による通訳をするが、聞こえない人の通訳者として聞こえる人に電話をした際、「その人は会話できるんですか」「お話できるんですか」などと言われることがある。また、「通訳者のお名前も教えてください」と言われることもある。つまり、聞こえない人の発言がその人自身の発言としてきちんと認識されない、あるいは音声で話すことが会話だと思っていて、手話やそれ以外の方法でコミュニケーションを取る人を、話せない人だと思っている人が多いと感じる。<br>今回、手話は言語であるということを宣言する条例ができるのはすごく大事だと思うが、手話が言語だということだけでなく、音声以外の発言も音声の発言と同等であり、同じように尊重されるべきであること、通訳者を通した発言も、通訳者の発言ではなく、本人の発言であることが伝わるような理解の促進をしてほしいと思う。<br>例えば、日本の首相とアメリカの大統領が通訳を介して話す場合、高市氏とトランプ氏が話をしたと捉えられ、通訳者が誰かは意識されない。音声以外の発言の場合もそれと同じで、間に通訳者が入っているからといって、当事者の意見がきちんと捉えられないということがないような理解の促進を念頭に置いてほしい。 | |
| 17 | 今年４月にイベントを主催した際、手話通訳と要約筆記を用意した。今年から市の意思疎通支援者派遣事業の対象範囲が広がって、市民活動にも利用できることになったが、私達のイベントが会場とオンライン併用だったために、オンラインの場合の利用方法や条件などが整備されていないので、派遣事業は使えないと言われてしまった。<br>このご時世、オンラインしかないイベントもあるだろうし、会場とオンライン併用のイベントも珍しくない。障害者が参加しやすくするためには、オンラインも併用するというのは大事な取り組みだと思っている。派遣事業が市民活動にも使えるというのはすごくありがたいが、オンラインは使えないという状況を早急に解消してほしい。これはルールを整えればできる話だと思う。 | ご意見については、既存施策に関するご要望として、今後の参考とさせていただくと共に、担当部局と共有いたします。 |
| 18 | 現在の仙台市の意思疎通支援者派遣事業は、オンラインのイベント等で利用ができない状況があります。<br>早急にオンラインのイベントにも派遣事業が利用できるよう規定等を整備してください。 | |
| 19 | 手話の指導・普及を「仕事」として成り立たせてほしい<br>手話を広げていくためには、手話を教える人、伝える人、ろう者と聴者をつなぐ人が必要です。現在、手話の指導や普及に関わっているろう者・聴覚障害者には、仕事をしていない主婦や定年退職後の方が多く、ボランティアとして活動している方も少なくありません。これまで手話を支えてきた方々の活動はとても大切です。一方で、ボランティアに頼る形だけでは、これから先の人材を継続的に育てていくことが難しいのではないでしょうか。特に、20～60代のろう者・聴覚障害者が、手話の指導や普及を生活していくことができるレベルの本業として選べる環境が必要だと思います。例えば、学校、地域、企業、公共施設などで、<br>・ 手話を教える<br>・ ろう者や聴覚障害者について伝える<br>・ 手話やろう文化を伝える<br>・ ろう者と聴者をつなぐ<br>・ 手話を必要とする人を適切な支援につなぐ<br>といった仕事が継続的にできるようになれば、手話を使えるろう者・聴覚障害者自身が、手話の普及を担う職業人になることができます。手話の普及や指導を、善意やボランティアだけに頼るのではなく、地域に必要な仕事として位置づけることが必要です。また、聴者についても、手話を学び、実際に使いながら経験を積み、その先に手話の指導や通訳などの仕事へ進める道があれば、人材の裾野を広げることができます。 | ご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただくと共に、担当部局と共有いたします。 |

| 番号 | 中間案に対するご意見 | 検討会議としての考え |
| --- | --- | --- |
| 20 | 「手話は言語」を、実際の暮らしの中へ<br>今回寄せられた声から見えてくるのは、手話を必要とする人への支援だけを考えても、手話は広がらないということです。<br>手話を必要とする人がいる。手話を学びたい人がいる。<br>手話を学んだけれど、使う場所がない人がいる。<br>手話を使えるけれど、活かす場所がない人がいる。<br>手話を教える人が不足している。<br>手話通訳者も不足している。<br>そして、手話を教えたり普及したりしているろう者・聴覚障害者の活動が、ボランティアに支えられている。<br>これらは別々の問題ではなく、つながっているのではないでしょうか。<br>「学ぶ → 出会う → 使う → 活かす → 仕事になる → 次の人を育てる」<br>この循環を地域の中につくることが必要だと思います。<br>手話を学ぶ人を増やすだけではなく、手話を使う人を増やす。<br>手話を使える人が活動できる場をつくる。<br>その活動を仕事として成り立たせる。<br>そして、その人たちが次の世代を育てていく。<br>特に、20～60代のろう者・聴覚障害者が、手話の指導や普及を本業として生活できる環境ができれば、手話を必要とする人への支援だけでなく、手話を担う人材そのものを育てることにもつながると思います。<br>「手話は言語」という言葉を掲げるだけではなく、手話を必要とする人、手話を学ぶ人、手話を使う人、手話を教える人が、地域の中でつながり、支え合い、次の人へつないでいける仕組みをつくってほしいです。<br>手話が必要な人にとっても、手話を学びたい人にとっても、手話を仕事にしたい人にとっても、手話がもっと身近な地域になってほしいです。 | ご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただくと共に、担当部局と共有いたします。 |
| 21 | 手話文化及びろう文化の継承と発展<br>前文では、手話が文化を創造する基盤であることが示されていますが、本文には、手話文化及びろう文化の継承と発展に関する明確な規定がありません。<br>手話は、長い歴史の中でろう者の生活や社会との関わりの中から育まれてきた言語であり、それとともに形成されてきた文化を尊重し、次世代へ継承していくことは、ろう者のアイデンティティを尊重する上でも重要です。<br>そのため、手話文化及びろう文化の継承と発展について条例に位置付けることを提案します。<br>【提案条文】第八条の三として、次の規定を追加する。「市は、手話文化及びろう文化の継承並びに発展に必要な施策を推進するものとする。」 | 手話文化や、ろう文化を尊重し、その理解を深め、継承することは重要であると認識しています。<br>手話文化及びろう文化の継承と発展については、第三条第一項第一号「手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策」に含まれるものと考えています。 |
| 22 | 第三条の各施策の中に、手話による文化活動への支援も含めてほしい。（手話施策推進法第二条第二号参照） | 手話による文化活動への支援については、第三条第一項第一号「手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策」などに含まれるものと考えています。<br>ご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただくと共に、担当部局と共有いたします。 |
| 23 | 市区職員に対し、福祉学習と手話を学ぶ研修を設けるようにする。 | 職員の研修については、第三条第一項第一号「手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策」に含まれるものと考えています。<br>また、パブリックコメント資料「（仮称）仙台市手話言語条例　条例施行後の具体的な施策のイメージ」に記載のとおり、障害理解に関する研修等の利用促進に向けた周知の強化や、避難訓練や防災に関する職員への研修を施策のイメージとしています。 |
| 24 | 手話を使える聴者を、地域の中にもっと増やしてほしい<br>現在の課題は、手話を学ぶ人を増やすことだけではなく、手話を実際に使える人をどう育て、地域に定着させるかということです。手話を学んだ聴者の中には、手話通訳者の資格取得までは進まなくても、日常会話ができたり、ろう者とコミュニケーションが取れたりする人がいます。こうした人たちは、医療、介護、学校、地域活動、イベント、職場など、さまざまな場面で大きな力になります。しかし、資格がないと手話を活かせる仕事や活動につながりにくく、せっかく学んだ手話を使う機会がないまま離れてしまうこともあります。すべての人が手話通訳者になる必要があるわけではありません。<br>「簡単な手話ができる人」<br>「ろう者と日常会話ができる人」<br>「イベントなどで手話を使える人」<br>「学校や地域でろう者と聴者をつなげられる人」<br>こうした人たちも、地域にとって大切な人材です。手話通訳者だけを増やすのではなく、地域の中に手話を使える人の層を厚くすることが、手話の普及につながると思います。 | ご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただくと共に、担当部局と共有いたします。 |

| 番号 | 中間案に対するご意見 | 検討会議としての考え |
|---|---|---|
| 25 | 条例案は前文と９つの条からなる理念条例なので、(仮称)仙台市手話言語条例条例施行後の具体的な施策イメージ(施策イメージ)に示されたものをいかに具体化していくかにかかっている。そうした意味で言えば、施策検討のプロセス、システムも含めて示すことが望ましい。たとえば仙台市障害者施策推進協議会等の機関との関係やあらたな機関を設けるのか、などといったことである。<br>また、条例は市民や事業者に努力を促している。これに対応するために市民や事業者からの相談に応えていくこと、啓発を強化していく必要がある。 | ご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただくと共に、担当部局と共有いたします。 |
| 26 | 第三条1行目<br>「総合的に推進する」の表現は消極的過ぎて、他の自治体にも散見されるように条例という形だけで終わってしまうのではないかと不安に感じてしまうので「策定し実施する」と表記して欲しい。第二項についても「推進」→「策定及び実施」、「関係者」→「関係団体」、「行うよう努めるものとする」→「行うものとする」と表記して欲しい。<br>また、以降の各文に出てくる「市が推進する」という表記はそぐわないので変えて欲しい。 | 第三条第一項などの「推進する」には、施策の策定や実施を含むものと考えています。<br>第三条第二項における「関係者」には、「関係団体」を含むものと考えており、「関係者」とすることで幅広い方を対象としています。<br>第三条第二項について、意思疎通支援者派遣事業や手話奉仕員等養成事業など本条例に関係する各種施策は、仙台市障害者保健福祉計画などに位置づけられ、その策定や推進にあたっては、当事者や関係者が参加する「仙台市障害者施策推進協議会」において調査審議を行い、またその施策の実施状況を同協議会が監視することとされています。<br>本条例における意見聴取は、同協議会以外の場においても多様な手法により幅広く意見を伺うことを想定し、特定の会議体を明示せずに「意見を聴くよう努めるものとする」としています。<br>また、第三条第一項に市の責務として定める各種施策の推進には、市自らの取り組みのみならず、市民（第四条）や事業者（第五条）の協力が不可欠であるとの考えに基づき、「市が推進する前条（第三条）各号の施策に協力し」としています。 |
| ４－２．関係者からの意見聴取 | | |
| 27 | 第三条　市の責務について<br>市は、基本理念にのっとり、次に掲げる施策を総合的に推進するものとする。<br>・条例に記載される施策を、より具体的に示す「推進方針」を策定することを明記してください。<br>例）次に掲げる施策を総合的に推進するための方針（以下「推進方針」という）を策定するものとする。<br>例）二　市は、次に掲げる施策について推進方針を策定するものとする。<br>・「推進方針」には、手話の日のイベントの実施や、条例を手話で伝える動画の制作、市政だよりの手話動画配信、仙台市消防局と連動した救急時の意思疎通支援等、より具体的な方針を策定し、条例を制定した効果がよりわかるようにしてください。<br>・「推進方針」を定めるにあたり、施策に関わる人（ろう者等、手話通訳者、行政の施策を担当する課、学識経験者等）で組織する「推進協議会」を立ち上げ、検討することを定める旨を明記してください。<br><br>第五号　手話通訳者の確保及びその活動環境等の充実に関する施策<br>・手話に関する施策を推進するためには、手話通訳者の確保が欠かせません。しかし、手話＝福祉＝ボランティアといったイメージがあり、手話通訳はボランティアだと思われることがしばしばあります。手話の社会的認知と手話通訳者の社会的地位の向上は連動しています。養成して数を増やし、研修を行い育てていく「確保」、そして手話通訳の技術を生かした雇用（行政や病院等へ設置手話通訳者として雇用される、派遣制度の整備と拡充等）が進むこと、そういった施策が着実に推進していけるよう、「推進方針」の確実な策定を求めます。<br><br>第二項　市は、前項各号の施策の推進に当たっては、ろう者等、手話通訳者その他の関係者からの意見の聴取を行うようと努めるものとする。<br>・意見を聴取するだけではなく、意見を交わすの協議の場（推進協議会）を設け、意見を尊重するよう努めてほしいです。たしかに、障害者差別解消法 第十四条には「障害者からの意見の聴取を求める」と書かれています。音声日本語であれば、話した内容を文字にして共有することができます。しかし、手話は単純に文字に置き換えれば手話によるコミュニケーションと同等になるものではありません。だからこそ、手話を必要とする当事者が手話で直接やり取りできる対面の場が重要です。<br>「話を聞いてもらう場」ではなく「互いに意見を交わし、理解を深める場」として協議の機会（推進協議会）を設けてほしいです。 | 意思疎通支援者派遣事業や手話奉仕員等養成事業など本条例に関係する各種施策は、仙台市障害者保健福祉計画などに位置づけられ、その策定や推進にあたっては、当事者や関係者が参加する「仙台市障害者施策推進協議会」において調査審議を行い、またその施策の実施状況を同協議会が監視することとされています。<br>そのため、本条例案において推進方針を策定する規定は設けない方針です。<br>ご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただくと共に、担当部局と共有いたします。 |

| 番号 | 中間案に対するご意見 | 検討会議としての考え |
| --- | --- | --- |
| 28 | 第三条　市の責務について<br>第二項　市は、前項各号の施策の推進に当たっては、ろう者等、手話通訳者その他の関係者からの意見の聴取を行うようと努めるものとする。<br>・施策の実施状況を公表し、見直しをするよう定めてください。<br>例）３　市は、前項各号の施策の実施状況を公表するとともに、不断の見直しをしなければならない。 | ご意見のとおり、手話に関する施策を推進するに当たっては、ろう者等、手話通訳者その他の関係者から広く意見を聴くことが重要であると認識しています。<br>一方で、本条例は、手話の理解促進や手話を使用しやすい環境づくりに関する基本的な理念及び施策の方向性を定めるものであり、具体的な意見聴取の方法や機会については、施策の内容に応じて柔軟な対応が必要であると考えています。<br>また、本条例に関連する上位的な条例である「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」においても、政策の企画、立案等に当たっては、障害者からの意見の聴取を「行うよう努めるものとする」と第14条に規定されており、こうした既存条例との整合性を確保する観点から、中間案では「意見を聴くよう努めるものとする」としています。 |
| 29 | 第二項「…努めるものとする。」とあるが、これは「聴取を行わなければならない。」とすべき。そのうえで、意見を採り入れるかどうかは別判断となるだろうが、施策を検討する場には必ず当事者は参画しているべき。さらに言えば、ろう者等は一人の市民として市政全体についても「当事者」である。障害に関わることだけが当事者ではない。様々な市政に関わる検討会議に普通に、当たり前に参画していることが大切である。 | |
| 30 | 全国の条例と比べて非常に良い内容になっていると思うが、条文には「努めるものとする」となっている箇所が複数ある。「努める」の場合、条例の実行性が十分に確保されないのではないかという心配があるので、可能な限り「このような措置を講ずるものとする」などとしてもらいたい。 | ご意見のとおり、手話に関する施策を推進するに当たっては、ろう者等、手話通訳者その他の関係者から広く意見を聴くことが重要であると認識しています。<br>一方で、本条例は、手話の理解促進や手話を使用しやすい環境づくりに関する基本的な理念及び施策の方向性を定めるものであり、具体的な意見聴取の方法や機会については、施策の内容に応じて柔軟な対応が必要であると考えています。<br>また、本条例に関連する上位的な条例である「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」においても、政策の企画、立案等に当たっては、障害者からの意見の聴取を「行うよう努めるものとする」と第14条に規定されており、こうした既存条例との整合性を確保する観点から、中間案では「意見を聴くよう努めるものとする」としています。<br>（第四条、第五条、第八条、第九条の条文の「努める」という表記についての検討会議の考えは、No.64、No.67及びNo.90をご覧ください。） |
| 31 | 第三条の条文が、意見の聴取を行うよう「努めるもの」となっている。聴取した意見を取り上げるかどうかは別問題として、必ず意見は聞くということにすべき。ここはぜひ「努めるもの」ではなく「ねばならない」ようにしていただきたい。 | ご意見のとおり、手話に関する施策を推進するに当たっては、ろう者等、手話通訳者その他の関係者から広く意見を聴くことが重要であると認識しています。<br>一方で、本条例は、手話の理解促進や手話を使用しやすい環境づくりに関する基本的な理念及び施策の方向性を定めるものであり、具体的な意見聴取の方法や機会については、施策の内容に応じて柔軟な対応が必要であると考えています。<br>また、本条例に関連する上位的な条例である「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」においても、政策の企画、立案等に当たっては、障害者からの意見の聴取を「行うよう努めるものとする」と第14条に規定されており、こうした既存条例との整合性を確保する観点から、中間案では「意見を聴くよう努めるものとする」としています。 |
| 32 | 当事者参画と条例の実効性の確保<br>条例は、制定すること自体が目的ではなく、その理念を具体的な施策として継続的に実現していくことに意義があります。そのためには、施策の立案、実施及び評価の各段階において、当事者の意見が適切に反映される仕組みが不可欠です。<br>しかし、現行案の第三条第二項では、「市は、前項各号の施策の推進に当たっては、ろう者等、手話通訳者その他の関係者からの意見の聴取を行うよう努めるものとする。」と規定されており、当事者等からの意見聴取そのものが努力義務にとどまっています。<br>努力義務という規定形式には、行政運営上の柔軟性を確保するという側面があることは理解しております。しかし、当事者参画は、本条例に基づく施策の方向性や内容を左右する重要な事項であり、可能な限り明確な責務として位置付けることが望ましいと考えます。<br>障害者施策においては、「Nothing About Us Without Us（私たち抜きに私たちのことを決めないで）」という考え方が重視されています。<br>手話に関する施策についても、ろう者等や手話通訳者、関係団体が継続的に参画し、その意見が施策に反映される仕組みを確保することは、条例の実効性を高める上で極めて重要です。<br>そのため、第三条第二項については、単なる意見聴取の努力義務にとどめるのではなく、例えば、「市は、前項各号の施策の推進に当たっては、ろう者等、手話通訳者その他の関係者から意見を聴取するものとする。」とすることや、さらに一歩進めて、「市は、前項各号の施策の立案、実施及び評価に当たっては、ろう者等、手話通訳者その他の関係者の意見を反映させるため、継続的に意見を聴取し、又は協議する機会を確保するものとする。」など、当事者参画の実効性がより明確に読み取れる規定への見直しを強く要望します。 | |
| 33 | 第二項中「行うよう努めるものとする」を「行うようにするものとする」に改める。<br>【理由】手話言語条例における市の責務として、当事者主体の原則（Nothing About Us Without Us：私たちのことを私たち抜きで決めるな）に基づき、当事者への意見聴取は、条例上の義務として規定する必要がある。<br>【参考条例】<br>青森市手話言語の普及及び多様な意思疎通の促進に関する条例第六条第二項<br>手話で共に暮らす長浜市手話言語条例第六条第二項 | |
| 34 | 関係者からの意見聴取について<br>第三条第二項では、<br>「市は、前項各号の施策の推進に当たっては、ろう者等、手話通訳者その他の関係者からの意見の聴取を行うように努めるものとする。」とありますが、「努める」ではなく「行わなければならない」という表現に変更していただきたいです。<br>手話言語条例を実効性のあるものにするためには、実際に手話を使って生活するろう者や、現場を支える手話通訳者など、関係者の声を継続的に施策へ反映することが不可欠だと考えます。 | |

| 番号 | 中間案に対するご意見 | 検討会議としての考え |
| --- | --- | --- |
| 35 | 市の責務<br>第三条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる施策を総合的に推進するものとする。<br>六 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策<br>２ 市は、前項各号の施策の推進に当たっては、ろう者等、手話通訳者その他の 関係者からの意見の聴取を行うよう努めるものとする。<br>意見・要望<br>「ろう者等、手話通訳者その他の関係者からの意見の聴取を行うよう努めるものとする。」のうち「意見の聴取を行う」の部分は「協議の場を設ける」にすべき。<br>理由：「聴取」だと意見を聞き取るだけになっているし、努めるものとは、どのように取り組んでいるか、全く見えないイメージがある。障害者差別解消条例第十四条（「障害者からの意見の聴取を行うよう努める」）と内容や同様の言葉遣いを付けているようだが、私たちが望んでいるのは、協議の場設けることです。<br>協議イコール会議体とは、特定の目的を達成するために複数のメンバーが集まり、組織として参加者全員が納得したうえで公平性の高い意思決定を行う場です。<br>繰り返しますが、「私たちのことを私たち抜きで決めないで」のこと。<br>「障害者に配慮しています」という自治体などの意思表示を行われていますが、実際のところは、どれだけ耳を傾けているだろうか？ | ご意見のとおり、手話に関する施策を推進するに当たっては、ろう者等、手話通訳者その他の関係者から広く意見を聴くことが重要であると認識しています。<br>一方で、本条例は、手話の理解促進や手話を使用しやすい環境づくりに関する基本的な理念及び施策の方向性を定めるものであり、具体的な意見聴取の方法や機会については、施策の内容に応じて柔軟な対応が必要であると考えています。<br>また、本条例に関連する上位的な条例である「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」においても、政策の企画、立案等に当たっては、障害者からの意見の聴取を「行うよう努めるものとする」と第14条に規定されており、こうした既存条例との整合性を確保する観点から、中間案では「意見を聴くよう努めるものとする」としています。 |
| 36 | 第二項について<br>「意見の聴取を行うよう努めるものとする」となっているが、「意見の聴取を行わねばならない」とすべきです。<br>その施策が当事者にとって意味のあるものである必要があるためです。 | |
| 37 | 市の責務について<br>「市は、前項各号の施策の推進に当たっては、ろう者等、手話通訳者その他の関係者からの意見の聴取を行うよう努めるものとする。」とありますが、この項目は「努める」ではななく、「しなければならない」という表現が適切でしょう。当事者に聞く以外方法がない事柄があるでしょうし、当事者は発言し対策を共に考える重要な役割を持っていると思うからです。平成二十七年に手話言語条例を制定した神戸市の条例の中で、施策の推進方針第六条にはこう書いてあります。<br>「2　施策の推進方針は、障害者のための施策に関する市の基本的な計画と調和が保たれたものでなければならない。<br>　3　市長は、施策の推進方針について、ろう者、手話通訳者その他関係者の意見を聴くため、これらの者との協議の場を設けなければならない。」<br>また、第九条として、<br>「(議会への報告)<br>第九条　市長は、毎年度、本市の手話に関する施策の実施状況を議会に報告するものとする。」と制定しています。<br><br>市民や事業者は努める義務であり、市や行政はしなければならない義務であることが、文末でわかります。市や行政は、市民や事業者と同じ目線ではなく、より積極的に取り組むという姿勢が、条例にしっかりと書いてあるべきだと思います。<br>私は聴者で、ろうの方と知り合ったことで手話を勉強し始め、手話を通してろう者の歴史や苦労、手話の文化を初めて知りました。身近にいるのに接点がないままで、理解しようと努めてこなかったことをとても後悔しました。ぜひ市には手話言語を最大限に尊重する条例を、早急に施行してほしいと思っています。 | |
| 38 | 「がんばります」だけでなく、いつまでに何をするか決めてほしい<br>条例の各項目の多く（第二条から第八条の範囲）が「努めるものとする」と「目指す」いう表現です。これは「がんばります」という気持ちを表すもので、必ずやらなければいけない、という約束にはなっていません。<br>例えば、<br>- 手話通訳者を、いつまでに何人にするのか<br>- 毎年、取り組みがどれくらい進んだかを振り返って見直す仕組み<br>こうした具体的な目標や、定期的な見直しの仕組みがあると、条例が「作って終わり」にならず、実際の暮らしが良くなっていくと思います。<br>（個人見解として）<br>私たちの声を聞く仕組みを、もっとしっかり作ってほしい<br>条例には、市がろう者などから意見を聞くよう「努める」と書かれています。これも義務ではなく、努力目標にとどまっています。<br>私自身、ピアサポートの活動を通じて、多くのろう者・難聴者の困りごとを聞いてきました。例えば、地域のスポーツ大会に手話通訳がいなくて参加をためらってしまう、という声は今もよくあります。中間案の中にも、まさにこの例が挙げられていました。<br>こうした実際の声を継続的に届けられるよう、当事者が定期的に参加できる話し合いの場（会議など）を、きちんとした仕組みとして作っていただきたいです。一度意見を聞いて終わりではなく、続けていくことが大切だと思います。 | ご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただくと共に、担当部局と共有いたします。 |

| 番号 | 中間案に対するご意見 | 検討会議としての考え |
|---|---|---|
| ４－３．手話通訳者に関する施策 | | |
| 39 | 私は手話通訳をしている。手話言語条例の制定に向けた取り組みは、とてもありがたいことだと思っている。<br>手話を学ぶということ、ましてや通訳ができる程度にまで至るというのは、そう簡単にはいかず、数か月で覚えられるものではない。<br>今の宮城県の現状について、手話通訳者の数はまだまだ足りず、技術も不足していると感じている。そのためには、もっと研修の場を広げて通訳者を育てていかなければ、本当の意味での手話言語条例の実現にはならないのではないかと思っている。<br>その点、予算を確保して取り組んでもらうようお願いしたい。 | ご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただくと共に、担当部局と共有いたします。 |
| 40 | 市の責務に関して、手話通訳者の養成や、指導者の養成研修は入れないといけないと思う。それが入ってないので、市の対応がどうなっているのか伺いたい。<br>手話通訳者の養成は県がやっているが、本当は市もやらないといけないはずだ。<br>ここに書かれていないということは、手話通訳者の養成や指導をやらないという意思表示ともとれてしまうが、いかがか。 | 本市の担当部局に確認したところ、手話通訳者及び手話通訳者の養成担当講師の研修については、宮城県と本市が共同で実施しております。<br>なお、手話通訳者の養成や指導者の養成については、第三条第一項第五号「手話通訳者の確保及びその活動環境等の充実に関する施策」に含まれるものと考えています。 |
| 41 | 手話通訳者の養成及び技術向上<br>中間案では、手話通訳者の確保及び活動環境の充実について規定されていますが、将来にわたり安定した意思疎通支援体制を維持していくためには、手話通訳者の確保だけでなく、その養成及び技術の向上、さらに養成を担う指導者の確保という視点も重要です。<br>手話通訳者の高齢化や担い手不足なども見据え、継続的に人材を育成できる体制を条例上明確に位置付けることを提案します。<br>【提案条文】第三条第一項第五号を、次のように改める。「手話通訳者及びその指導者の養成、確保、技術の向上並びに活動環境等の充実に関する施策」 | 手話通訳者の人材確保、養成、技術向上のほか、養成を担う指導者の確保は重要であると認識しています。<br>手話通訳者の人材確保などの施策については、第三条第一項第五号「手話通訳者の確保及びその活動環境等の充実に関する施策」に含まれるものと考えています。 |
| 42 | 市の責務について<br>市は、基本理念にのっとり、次に掲げる施策を総合的に推進するものとする。<br>・手話施策推進法では手話を必要とする子どもの手話の習得の支援が基本的施策に掲げられています。市内小学校の難聴学級等、支援学級で手話を必要とする子どもが手話の習得ができる取り組み、そして、支援学級を担当する教職員の専門性を強化する取り組みが必要です。この中間案では、第六条において、聞こえる人・聞こえる子どもに対する手話の啓発を中心に条立てされています。手話を必要とする子どもが、授業その他の教育活動において、その心身の発達に応じて手話を学習することができる機会の提供、また手話の習得のために必要な施策を行うことを、市の責務に加えてください。 | 手話を必要とするこどもたちが手話を学び、その環境を整備することは重要であると認識しています。<br>手話を必要とするこどもたちの手話取得、環境整備の施策については、第三条第一項第三号「手話による意思疎通の支援に関する施策」、第四号「手話を学ぶ機会の確保に関する施策」に含まれるものと考えています。 |
| 43 | 現在、仙台市手話奉仕員養成講座で手話を学んでいます。将来的には手話通訳者を目指していますが、受講中の講座が終わると、次のステップである手話通訳者養成講座までには期間が開き、またその講座を受験するまでの間は何のサポートもありません。手話学習者のためにもっと講座の数、サポートを増やして手話を必要とする人のための通訳者養成に力を入れて欲しい。（第三条第一項第四号　手話を学ぶ機会の確保に関する施策） | ご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただくと共に、担当部局と共有いたします。 |
| 44 | 手話通訳者・指導者を次の世代につなげてほしい<br>手話通訳者の不足やスキル不足、利用者のニーズと通訳者のマッチングがうまくいっていないという声もあります。<br>・ 手話通訳者をもっと増やしてほしい。<br>・ 手話通訳で生活できるように、仕事としてきちんと給料が出てほしい。<br>・ 手話通訳者の養成に予算をつけてほしい。<br>・ 手話奉仕員・手話通訳者の講座の定員やクラス数を増やしてほしい。<br>・ 講師不足を解消してほしい。<br>・ 講師が高齢化しているため、新たな手話指導者を育成してほしい。<br>・ 奉仕員から通訳者、指導者へと進んでいける学びの場がほしい。<br>講座を増やすだけではなく、教える人を育てる仕組みも必要です。<br>また、ろう者が手話を教える機会を増やすことも重要です。<br>手話を必要とする人の言語である手話を、その言語を使うろう者自身が教え、伝えていくことには大きな意味があります。 | |

| 番号 | 中間案に対するご意見 | 検討会議としての考え |
|---|---|---|
| 45 | 私は、手話通訳制度がまだ整備されていなかった時代から、58年にわたりろう者と関わり、現在も現役でろう運動に携わっております。<br>長年待ち望んできた仙台市の手話言語条例の制定に向けた取り組みが進められていることを、大変うれしく思っております。<br>また、中間説明会においても、熱心かつ丁寧にご答弁いただき、ありがたく感じております。<br>この条例が、ろう者をはじめ、手話通訳者など関係する方々の意見を十分に反映したものとなり、手話に対する地域社会の理解がさらに広がることを願っております。そして、手話を必要とする人も、そうでない人も、誰もが安心して暮らすことのできる、明るい未来につながる条例となることを心から願っております。<br><br>市の責務について<br>第三条第一項第四号「手話を学ぶ機会の確保に関する施策」、第五号「手話通訳者の確保及びその活動環境等の充実に関する施策」について意見を述べます。<br>手話をろう者の言語として社会に広めるためには、それを支える手話通訳者の役割が非常に重要です。手話通訳者は、ろう者の声を社会に伝える不可欠な存在です。<br>一方で、手話が分かることと、手話通訳ができることは全く異なります。手話通訳者として一人前になるには長い年月が必要であり、養成には継続的な取組が欠かせません。<br>そのため、将来の手話通訳者の確保につなげるには、専門的な養成だけでなく、子どもの頃から手話やろう者に触れ、手話を身近な言語として学ぶ機会をつくることが大切だと考えます。<br>以前、小学生を対象にろう者と交流する機会がありました。その際、ろう者の講師が「私は皆さんと同じように手話という言葉を持っているので、可哀想だとは思っていません。皆さんと同じ人間として触れ合ってほしい」と話しました。<br>また、後日届いた子どもからの御礼状には、「いつか私も手話通訳者になって役に立ちたい」と書かれていました。<br>このような経験は決して夢物語ではありません。幼い頃から、ろう者を「可哀想な人」と捉えるのではなく、「日本語とは異なる言語である手話を使って生活する一人の人間」として理解する教育があれば、手話やろう文化への理解が自然に広がっていくと思います。<br>こうした土台をつくることが、将来の手話通訳者の育成・確保にもつながると考えます。 | ご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただくと共に、担当部局と共有いたします。 |
| ４－４．手話に触れる機会に関する施策 | | |
| 46 | 第三条第一項第一号～六号について<br>当苑にろうあ者の方が入所しています。キーパーソンの方もろうあです。コミュニケーションは筆談か手話です。職員もユーチューブ等を見て手話を学んでいますが、基本から学べる機会が増えると良いと感じています。市内にサークルがありますが、夜間開催の場所も少ないです。認知症に関しては普及していますが、ろうあ者の認知症対応もかなり工夫が必要です。ぜひ手話を学ぶ場所を増やしてほしいです。 | ご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただくと共に、担当部局と共有いたします。 |
| 47 | 「手話を学ぶ」だけで終わらず、実際に使える場がほしい<br>手話奉仕員養成講座などで手話を学んでも、その後に手話を使う機会が少ないという声があります。<br>・ 講座を修了してボランティア登録しても、実際にはボランティア要請で呼ばれたことがない。<br>・ せっかく覚えた手話を活かしたいが活かす場がない。<br>・ 講座の後にも、参加できる手話サークルなどを紹介してほしい。受講して終わりになり、手話スキルの向上ができない。手話を必要とする人に通じない。<br>・ ベテランの人と一緒に活動しながら、手話通訳というものの知識やスキルを覚えていくことができる機会がほしい。<br>・ 手話奉仕員と手話通訳者の間くらいのスキルを持つ人も、手話を活かせる場がもっとほしい。実践を積まないことには、手話通訳ができない。<br>・ 手話奉仕員養成講座など、仕事を持っている人でも参加できるよう、活動時間なども工夫してほしい。主婦対象の印象を受ける。<br>・ 手話講座を修了した後も継続して学べる場がほしい。<br>手話は講座の中だけで身につくものではなく、実際に手話通訳者やろう者と関わり、使いながら身につけていくものだという声があります。 | |
| 48 | 地域の中で、ろう者と聴者が出会える場を増やしてほしい<br>「ろう者とつながりたいけれど、どこで会えるのか分からない」という聴者の声があります。一方で、ろう者側からも、手話を学ぶ場に参加するろう者が少ないという声があります。手話を学ぶ聴者と、手話を使うろう者が出会い、一緒に活動できる場が必要です。手話を学んだ人が、ろう者と一緒に活動する。ろう者が手話を教える。聴者が実際に手話を使ってみる。そうした関係ができれば、手話を「勉強するもの」から「実際に使う言語」へと変えていけると思います。 | |

| 番号 | 中間案に対するご意見 | 検討会議としての考え |
| --- | --- | --- |
| 49 | 第三条第一項第四号について<br>手話を学ぶ機会の確保については、聞こえない子どもとその親が、子どもが小さいうちに手話を学び、ろう者と関わることができるようにすることが重要です。病院等で聴覚障害があることがわかった場合に、親子で手話を学べる機会を提供すること、ろう者と関われる場の情報を提供することが求められます。中途失聴等の場合でも手話を学べる機会が提供されることが大切です。<br>なお、手話を学ぶ場では、聴者ではなくろう者から生の手話を学べるようにすることが重要です。初級だけでなく、中級・上級と継続的に学べる場・機会を市の施策として増やしてほしいです。 | ご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただくと共に、担当部局と共有いたします。 |
| ４－５．情報保障に関する施策 | | |
| 50 | 第五号<br>ろう者等の社会活動の範囲が広がってきている状況に対応すべく、手話通訳者にも部門（司法・医療・学術など）ごとの専門性を充実させていく必要も高まっている。そうしたニーズへの対応も条項化してほしい。また、大学の授業のための手話通訳など専門性を有する手話通訳者へのアクセス手段として、近時はリモート通訳（Video Remote Interpreting）も拡がっている。そのことへの対応も施策として明示してはどうか。 | 手話通訳者の様々なニーズへの対応やリモート通訳の普及は重要であると認識しています。<br>手話通訳に関する施策については、第三条第一項第五号「手話通訳者の確保及びその活動環境等の充実に関する施策」に含まれるものと考えています。 |
| 51 | B型事業所では、聞こえない利用者が入所しても、手話や視覚的な情報保証がないのが現状です。手話を使える人がいたとしても、手話表出できても、手話を読み取る事ができないので、利用者が何を言っているのかわからない状態です。<br>聞こえない人が安心して働ける場とは、聞こえない人の手話が何を言っているのか理解できるレベルの手話習得者を配置するのが急務と思います。 | ご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただくと共に、担当部局と共有いたします。 |
| 52 | テレビのニュースで手話通訳が付いてることが少なく、どうして手話通訳がないのかと思っている。<br>民放のニュース番組の画面上に手話通訳をつけてもらいたい。 | |
| 53 | 私の所属する事業所は、比較的ろう者の採用をしている会社で、まだ足りないところはたくさんあるとは思うが、ツールや環境を整える努力をしている企業だと思っている。<br>私の所属する事業所では、９月１日から、必要な時にオンラインで手話通訳につながることができるシステムが導入された。それは１時間のような長めのミーティングではなく、例えば仕事をこんなふうにやった方がいいよといったような、１、２分程度の話をするような場面でも、さっと繋いでオンラインでの通訳ができる環境が整っている。<br>市内でろう者等が働きやすい環境をもっと広げていくために、一緒に協力して意見を出し合いながら、具体的な施策を皆で進めていきたいと思っているのでよろしくお願いしたい。 | |
| 54 | 早期施行を望みます。<br>条例施行後の具体的な施策もあげられており、分かりやすかったのですが、ほとんどに「努めます」という文言があり、施行後にどの程度実行できるのかを懸念します。<br>市民全体に手話言語を普及させる為にTV等メディアを動かしてほしいです。<br>市長会見のニュースを見ても通訳者が切られて市長のみが映っています。通訳している映像を見るだけでも関心を持つ人が増えるのではないでしょうか。<br>市民に知ってもらい、興味を持ち理解してもらえることで社会を少しずつ変えられるのではないかと思います。<br>公聴会の中で「パンフは市が担当で詳しくはそちらに..」のような縦割りではなく最後までしっかり支援していただきたい。<br>仙台市をモデルケースと見てもらえるような施策にしてほしいです。 | |
| 55 | 必要な情報を、必要な人に届けてほしい<br>手話通訳の依頼方法など、必要な支援の情報を知らない人もいます。「どこに頼めばいいのか」「どうやって利用するのか」が分かるよう、分かりやすく情報を届けてほしいという声があります。また、市長などがテレビに出演する際には、手話通訳を常時表示するなど、手話通訳を必要とする人が情報を得やすい見せ方を考えてほしいという意見もあります。手話を読み取って日本語の音声にするアプリなど、ICTを活用した支援への期待もあります。ただし、スマートフォンを持っていない人もいるため、ICTだけに頼らず、複数の方法で情報を保障することが必要です。 | |

| 番号 | 中間案に対するご意見 | 検討会議としての考え |
|---|---|---|
| 56 | ICTを活用した情報保障の推進<br>近年、遠隔手話通訳、オンライン相談、手話による動画配信など、情報通信技術(ICT)を活用した情報保障が急速に進展しています。<br>仙台市においても、遠隔手話通訳や動画による情報提供などの取組が進められており、ろう者等の情報取得及び意思疎通を支援する上で、大きな役割を果たしています。<br>また、災害時や緊急時など、対面による支援が困難な状況においても、ICTの活用は情報保障を確保するための重要な手段となります。<br>こうした状況を踏まえ、ICTを活用した情報保障について条例に位置付けることを提案します。<br>【提案条文】第八条の二として、次の規定を追加する。「市は、ろう者等の情報取得及び意思疎通を支援するため、遠隔手話通訳、映像配信その他の情報通信技術を活用した施策を推進するものとする。」 | ICTを活用した情報保障は急速に進展していると承知しています。また、ICTの活用は、ろう者等の情報取得、意思疎通の支援において重要であると認識しています。<br>ICTを活用した施策については、第三条第一項第二号「手話による情報の取得及び発信に関する施策」、第三号「手話による意思疎通の支援に関する施策」に含まれるものと考えています。 |
| 57 | 他市（宮城県以外）では、市議会に生中継で手話通訳を付与しているところがあります。聴覚障害者が聴者と同じ情報を同じタイミングで必要とすることがあります。せっかく市議会有志のみなさまがご提案された「手話言語条例」ですので、ぜひ市議会に生中継で手話通訳を付与していただけることを願います。 | ご意見については今後の議会広報の検討にあたり参考とさせていただきます。 |
| 58 | 第三条第一項第二号について<br>市長会見の動画には手話通訳があるが、それ以外の重要施策についても手話動画での説明をつけるべきです。<br>また、現状では手話動画は聴者の手話通訳者によるものが多いが、録画によるものは、ろう者（ネイティブスピーカー）による手話動画であればなおよいと思われます。 | ご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただくと共に、担当部局と共有いたします。 |
| 59 | 第三条第一項第三号について<br>手話による意思疎通の支援に関する施策については、遠隔手話通訳サービスの利用料の行政負担が効果的です。<br>遠隔手話通訳は既存の派遣通訳と競合するものではなく、それぞれのメリットを両立させることができます。<br>たとえば、予定できる通院や子どもの学校等の行事、会議や会合の通訳は派遣通訳が望ましいです。<br>一方、急な体調不良による受診、子どもの送迎時の短い連絡、お店や飲食店で短時間の会話など、予定できないものや短時間のやりとりには遠隔手話通訳が便利で効率的です。短いやりとりのために派遣依頼はしにくいものですが、日常生活ではちょっとしたコミュニケーションにあふれています。インターネットや機器が普及する以前は、ろう者は筆談などで本当に必要なことのみをやりとりせざるを得ませんでした。<br>現在は本人のスマートフォンで瞬時に手話通訳者につながって、リアルタイムの手話通訳サービスを利用することが可能になっています。手話通訳は聞こえない人のためだけでなく、相手の聴者にとっても必要なものです。こうしたサービスをろう者が利用しやすくなることで、ろう者の社会参加が一層促進され、そのこと自体が手話に対する理解促進につながります。<br>参考として、埼玉県飯能市や、茨城県ひたちなか市などでは個人向けの遠隔手話通訳サービスの費用負担を市の事業として行なっています。<br>飯能市：<br>https://www.city.hanno.lg.jp/soshikikarasagasu/kenkohukusibu/shogaifukushika/s-kyufu/9612.html<br>ひたちなか市：<br>https://www.city.hitachinaka.lg.jp/fukushi/shogaisha/1007166/1015768.html | ご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただくと共に、担当部局と共有いたします。 |
| ４－６．周知・広報 | | |
| 60 | 条例制定後に、簡単な手話の紹介や、聞こえない人のことを理解してもらえるような内容のパンフレットなどを作る予定はあるか。 | ご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただくと共に、担当部局と共有いたします。 |
| 61 | 条例を広めていくために、学校教育は関係者、病院は医師会、事業者は商工会議所といった団体などとも連携して周知をしていくのか。 | 条例を幅広く周知するためには、関係者との連携が重要と考えています。まずは、手話に対する理解を広めていくため本条例の制定を目指します。 |
| 62 | 条例で使用する日本語は、私たちが読んでも難しく感じることがあります。施行の際には、ろう者による仙台市手話言語条例（動画版）を制作してください。 | ご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただくと共に、担当部局と共有いたします。 |

| 番号 | 中間案に対するご意見 | 検討会議としての考え |
|---|---|---|
| ５．第四条―市民の役割　関係 | | |
| 63 | 市民の役割について<br>市民は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深めるとともに、市が推進する前条第一項各号の施策に協力し、すべての市民にとって暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。<br>・手話に対する理解だけでなく、ろう者等への理解も深めることを明記してください。<br>・ろう者等が積極的に手話を使い、手話の意義や基本理念に対する理解が広がるよう協力するといった一文があってもいいのではないかと思います。 | ろう者等への理解を深めることは、共生社会の実現に向けて重要であると認識しています。第四条において、市民は、ろう者等と手話を使用しない者とが互いに理解し、支え合う社会の実現を目指す基本理念を踏まえ、地域社会の実現に寄与するよう努めるものとしており、その中にはろう者等への理解を深めることも含まれるものと考えています。<br>また、ろう者等の方々についても、市民として第四条に規定する役割（第三条第一項の施策に協力し、全ての市民にとって暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努める）に基づき、各自が可能な範囲で手話に対する理解の促進等にご協力をいただくことができればよいと考えています。 |
| 64 | 市民の役割<br>市民は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深めるとともに、市が推進する前条第一項各号の施策に協力し、すべての市民にとって暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。<br>意見・要望<br>①市民へ手話に対する理解だけではなく、「ろう者等へ理解」を深めるとともに～記載してください。<br>②ろう者等がはたらきやすい環境を整備するよう～<br>③努めるのでは曖昧なので、→実施するものとする。又は取り組むものとする | ①ろう者等への理解を深めることは、共生社会の実現に向けて重要であると認識しています。第四条において、市民は、ろう者等と手話を使用しない者とが互いに理解し、支え合う社会の実現を目指す基本理念を踏まえ、地域社会の実現に寄与するよう努めるものとしており、その中にはろう者等への理解を深めることも含まれるものと考えています。<br>②ご意見として承ります。<br>③市民の役割については、市民一人ひとりの自主的な取り組みを促す趣旨から規定しており、条例により義務化されていることを根拠とするのではなく、それぞれの立場に応じて手話やろう者等への理解を深め、市の施策に協力いただくことを想定しています。このため、中間案では「努めるものとする」としています。 |
| 65 | 市民の役割、事業の役割について、努めるという部分を仙台市は丸投げにしないであり方の教育を行なって知識を得る役割も入れるといいと思います | 全ての人が心を通わせ、相互の人格と個性を尊重し合う社会の実現に向けて、市民及び事業者の理解促進に向けた取り組みは重要であると認識しています。<br>ご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただくと共に、担当部局と共有いたします。 |
| ６．第五条―事業者の役割　関係 | | |
| 66 | 事業者の役割を条文に入れた経緯について教えてほしい。 | 事業者は、暮らしの様々な場面に関わる重要な主体であり、当事者団体からご意見があったため、他都市の条例も踏まえて必要な内容と考え、記載しています。 |
| 67 | 「ろう者等が手話を使用しやすいサービスを提供し、及びろう者等が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする」としているが、「努める」といった曖昧な表現は変更してほしい。 | 事業者の役割については、事業者の自主的な取り組みを促す趣旨から規定しており、条例により義務化されていることを根拠とするのではなく、それぞれの事業内容や実情に応じた取り組みを進めていただくことを想定しています。このため、中間案では「努めるものとする」としています。 |
| 68 | 第五条2行目<br>「～に協力するとともに、障害者差別解消法の合理的配慮の義務化施行に基づき、ろう者 聴覚障害者等が手話を使用しやすいサービスを提供し、及びろう者 聴覚障害者等が働きやすい環境整備を進める。」という表記が良い。 | 合理的配慮の提供については、「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」において包括的に規定しています。<br>事業者の役割については、事業者の自主的な取り組みを促す趣旨から規定しており、条例により義務化されていることを根拠とするのではなく、それぞれの事業内容や実情に応じた取り組みを進めていただくことを想定しています。このため、中間案では「努めるものとする」としています。 |

| 番号 | 中間案に対するご意見 | 検討会議としての考え |
| --- | --- | --- |
| 69 | 第五条について<br>事業者が提供すべき「ろう者等が手話を使用しやすいサービス」とはどんなものか判然としない。事業者に課す努力の内容をより明確に示す必要がある。又は事業者からの質問、相談に対して助言できる具体例がなければならない。手話の習得、手話通訳者・通訳システムの活用等、手話言語話者と手話言語を解さない者(日本語話者等)をつなぐものが想定される。<br>第八条で医療機関等に「ろう者等が手話を使用しやすい環境の整備」するよう努力義務を課し、第２項でその方策を示している。第五条でも同様の構成とするのが望ましい。 | 「ろう者等が手話を使用しやすいサービス」については、ろう者等が手話により意思疎通を図りやすくなるような取り組みを想定していますが、具体的な内容については、今後検討していく必要があると考えています。<br>ご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただくと共に、担当部局と共有いたします。 |
| 70 | 第五条について<br>事業者の役割として「・・・ろう者等が手話を使用しやすいサービスを提供し」とあるが、ここで想定されているサービスが何を意味しているのかがわかりません。事業者がろう者のために新サービスを提供することを求められているように読めます。<br>正しくは、「ろう者等が手話でサービスを利用しやすくなるよう努め」ではないでしょうか？<br>もしそういう意味であれば、事業者がろう者の従業員やサービス利用者と手話でコミュニケーションができるよう手話通訳にアクセスしやすい環境を整備する必要があると思います。 | |
| 71 | 第五条の中で、ろう者が使用しやすいサービスの提供が事業者の役割として入っているが、このイメージがつかなかった。ろう者等が使用しやすいサービスの提供というのは、どのようなことを想定しているのか。<br>第五条のうち、最初の「市の施策に協力する」というのと、最後の「ろう者等が働きやすい環境を整備するよう努める」というのは理解できる。<br>「手話を使用しやすいサービスの提供」というのは、手話通訳者と遠隔で接続し、手話通訳が使えるようなイメージなのか。それは環境が整えばできるかもしれないが、例えばお店の人がすぐに手話を使えるようになるわけではない。<br>例えば、展覧会などを行う際に手話による説明動画をつけるなどであれば理解できるが、「ろう者が使いやすいサービス」となると、通訳者と簡単に接続できる環境があることを前提にしないと、事業者としては中々難しいのではないかと思う。<br>実際、通訳者と簡単に接続できるような技術はあるし、そういうサービスを提供している会社もあるが、一般の事業者の役割としてそこまで求めるものなのか、分からなかったので確認したい。 | 事業者の役割については、事業者の自主的な取り組みを促す趣旨から規定しており、それぞれの事業内容や実情に応じた取り組みを進めていただくことを想定しています。<br>「ろう者等が手話を使用しやすいサービス」は、ろう者等が手話により意思疎通を図りやすくなるような取り組みと想定しておりますが、具体的な内容については、今後検討していく必要があると考えています。<br>ご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただくと共に、担当部局と共有いたします。 |
| 72 | 第五条　事業者の役割について<br>事業者は、基本理念にのっとり、市が推進する第三条第一項各号の施策に協力するとともに、ろう者等が手話を使用しやすいサービスを提供し、及びろう者等が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。<br>・“ろう者等が手話を使用しやすいサービス”について、どのような場面が想定されているのかわかりません。「推進協議会」においてろう者等の希望・意見を十分に踏まえ、事業者がより検討しやすくなるよう「推進方針」に好事例等を含め示してほしいです。<br>・ろう者等が働きやすい環境についても、事業者が雇用しているろう者等と十分に話し合い、協力して整備していけるよう「推進方針」に示してほしいです。 | ご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただくと共に、担当部局と共有いたします。 |
| 73 | 民間企業だから、それは企業におまかせということではなく、仙台市ではこうやるんだというようにリーダーシップを持って取り組んでもらいたいと思う。 | |
| ７．第六条―学校教育における理解と関心の増進　関係 | | |
| 74 | ろう児が手話を学び、手話で学ぶことのできる環境の整備<br>現行の第六条は、学校教育における手話の理解と関心の増進について規定されていますが、ろう児自身が手話を学び、手話によって学ぶことのできる環境については、明確な規定がありません。<br>手話は、ろう児にとって重要な言語の一つであり、その獲得は、人格形成、コミュニケーション及び学習の基盤となるものです。<br>学校教育における手話の理解促進に加え、ろう児等が手話を学び、手話により学ぶことのできる環境の整備についても、条例に明確に位置付けることを提案します。<br>【提案条文】第六条第二項として、次の規定を追加する。「市は、ろう児等が手話を学び、かつ、手話により学ぶことができる環境の整備に必要な施策を講ずるものとする。」 | ろう児自身が手話を学び、その環境を整備することは重要であると認識しています。ろう児の手話の取得、環境の整備については、第三条第一項第三号「手話による意思疎通の支援に関する施策」、第四号「手話を学ぶ機会の確保に関する施策」に含まれるものと考えています。<br>ご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただくと共に、担当部局と共有いたします。 |

| 番号 | 中間案に対するご意見 | 検討会議としての考え |
| --- | --- | --- |
| 75 | ろう児等及び保護者への支援<br>ろう児等の健やかな成長のためには、本人への支援だけでなく、その保護者に対する支援も重要です。家庭は子どもにとって最初の言語環境であり、保護者が手話を学ぶ機会や相談支援を受けられることは、家庭内における円滑なコミュニケーションを促進するとともに、子どもの言語獲得や発達を支えることにつながります。<br>そのため、ろう児等とその保護者が必要な手話の学習機会や相談支援を受けられることについて、条例に位置付けることを提案します。<br>【提案条文】第六条第三項として、次の規定を追加する。「市は、ろう児等及びその保護者に対し、手話に関する学習機会の提供並びに教育及び子育てに関する相談その他必要な支援を行うものとする。」 | ろう児への支援はもとより、その保護者に対する支援は重要であると認識しています。<br>ろう児等とその保護者に対する手話の学習機会の確保や相談支援については、第三条第一項第三号「手話による意思疎通の支援に関する施策」、第四号「手話を学ぶ機会の確保に関する施策」に含まれるものと考えています。<br>ご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただくと共に、担当部局と共有いたします。 |
| 76 | 第六条　学校教育における理解と関心の増進について<br>市は、学校教育において手話に関する理解と関心が深められるよう、児童、生徒等が手話に親しむことができる効果的な手法に関する情報の提供その他必要な取組を行うものとする。<br>・「学校教育」をもっと具体的に、幼稚園・小学校・中学校・高等学校のように記載して、ある一定の教育段階における取り組み（例・小学校の総合学習など）ではなく、すべての教育の段階が対象であることを示してほしいです。<br>・きっかけは手話学習であっても、やはり手話だけでなく障害理解も必要です。地域のろう者と触れ合う機会が持てるよう、ぜひ「推進方針」に盛り込んでほしいです。 | 学校教育法では、学校とは、小学校、中学校、高等学校、大学のほか幼稚園も含むものとされており、条例上の「学校」の範囲についても同様に解しています。<br>手話に対する理解の促進は、ある一定の段階だけにとどまらず、すべての教育段階で行われるのが望ましいと認識しています。<br>ご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただくと共に、担当部局と共有いたします。 |
| 77 | 第六条<br>その評価は措いて現実として聴こえない子が普通学校で学ぶ例が増えている。人工内耳を装用している子も増えている。一見音声での生活が送れているようでいても、聴児と同じように聞こえているとは限らない。集団では聴き取りに困難を感じることも少なくない。そうした子らへの手話の教育も大切な選択肢となる。また、聴こえない子を持った親へのサポートにおいて、手話の教育や成人ろう者の生き方をロールモデルとして情報提供することも必要になる。そうした子と親に関わる課題への理解と配慮もこの条例の中で対応することが求められないか。情報提供と実践の場として、放課後等デイサービス事業は有効な場になると考える。この活動への支援も充実してほしい。（手話施策推進法第六条・第七条参照） | ご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただくと共に、担当部局と共有いたします。 |
| 78 | 第六条について、最近は聞こえないこどもたちにおいて、人工内耳を使う場合が増えており、手話に親しんでない方も多い。しかし、そういうこどもも、必ず手話が必要になると思う。そういう子への対応とその親への対応、特に大人のろう者をロールモデルとして認識してもらう場として、ぜひ放課後等デイサービスの活用をしてもらいたい。 | |
| 79 | 教育の場から、手話に触れる機会をつくってほしい<br>子どもの頃から聞こえない人や手話に触れ、実際に関わりながら手話を始めとするコミュニケーションをする経験をしてほしいという声があります。<br>・ 小学校から高校まで、手話を学ぶ機会が必要。<br>・ 授業で手話を学ぶだけでなく、実際に使うところまで考えてほしい。<br>・ 子ども向けの手話サークルなど、手話を体験できる場があるとよい。<br>・ 支援学校でも手話を教える授業があるとよい。<br>・ 教育の場でも手話によるコミュニケーションは必要。コミュニケーションから生まれる発達がある。<br>・ ろう学校の先生には、手話を身につけてから子どもたちを教える立場になってほしい。<br>・ 学校で手話通訳が必要な場合でも、対応できる人が足りない。<br>・ 学校で手話を教えられる人材も不足している。<br>大学の手話サークルなどでも、参加者の多くが聴者で、ろう者がほとんどいないという状況があります。手話を学ぶ聴者だけの場ではなく、ろう者自身も参加したいと思える交流の場が必要です。 | |
| 80 | 第六条について<br>ろう者の歴史や文化について、聴者は知る機会がなかなかありません。小学校等において、ろう者等との交流が行われれば、それぞれの立場を考えられる（思いやる）気持ちが生まれるのではないか考えます。第六条は、特に積極的に取り組んでいただきたいと思います。 | |
| 81 | 第六条<br>理解と関心にとどまらずもっと授業の中に取り入れるくらいの内容にして欲しい。<br>ろう児、盲ろう児、難聴児、中途失聴児、聴覚障害学生たちのこれからの未来を生きやすい社会にするために、この条例でやっとスタート地点に立つので、これを機に様々な取り組みを始めるための基盤となる条例であって欲しい。<br>教育部分の内容については「難聴児を持つ親の会」「聴覚障害学生の会」と深く意見交換をおこなって欲しいと思う。 | |

| 番号 | 中間案に対するご意見 | 検討会議としての考え |
|---|---|---|
| ８．第七条―災害時における対応　関係 | | |
| 82 | 災害時における対応<br>第七条 市は、災害の発生時においてろう者等が必要な情報を取得し、及び円滑に意思疎通を図ることができるよう、必要な施策及び支援を行うものとする。<br>意見・要望<br>・「災害時における対応」だけではなく、発生後で避難所等も必要→「災害の発生時や避難所等における対応」<br>・手話を入れたい→必要な情報（手話等）か、手話で円滑に意思疎通を図ることができるよう～ | ご意見を踏まえ、第七条の規定を「災害の発生時においてろう者等が手話等により必要な情報を取得し、」に修正します。<br>また、第七条における「災害の発生時」は、発災直後だけでなく災害の終息までの期間を含むものと解しております。 |
| 83 | 第七条　災害時における対応について<br>市は、災害の発生時においてろう者等が必要な情報を取得し、及び円滑に意思疎通を図ることができるよう、必要な施策及び支援を行うものとする。<br>・災害時において、確実に情報が得られるようにすることはとても大切です。これは手話言語条例ですから、やはり手話による意思疎通ができることを目指したいところです。この第七条には「手話」ということばが入っていません。必要な情報を得るためにはどんな手段でも活用するとしつつ、「手話を用いた情報を取得」できたり、「手話で円滑に意思疎通を図ることができる」ことを明記してください。<br>・「災害の発生時」と書かれていますが、その後長期間にわたる避難生活が必要になることも考えられます。「災害の発生時や避難所等において」のように、長期化を想定した条文にしてください。 | |
| 84 | 第七条<br>「また、市各部署で保有する災害時のマニュアル、避難所マニュアルに具体に盛り込んでいくものとする」を加えて欲しい。 | ご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただくと共に、担当部局と共有いたします。 |
| 85 | 条例施行後の施策イメージに防災訓練や避難所のことが挙げられているが、実際に災害が起こったときにどうやって情報を伝えるかが大事である。<br>最近、豪雨災害が多く起きているが、ニュース番組を見ると手話はほとんど付いていない。全部でなくとも、緊急性の高い内容については手話を付けるようにするとか、具体的な取り組みを行ってほしい。 | 発災時に、誰ひとり取り残さず対応できることが理想と考えています。<br>ご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただくと共に、担当部局と共有いたします。 |
| 86 | 災害・緊急時にも情報が届くようにしてほしい<br>災害時には、必要な情報が届くことが命に関わります。<br>・ 地域のろう者と普段からコミュニケーションを取り、災害時に助けに行けるようにしたい。<br>・ 地震、火事、クマの出没など、地域の情報をろう者にも共有してほしい。<br>・ 119番通報について、スマートフォンから通報し、位置情報も送信できるような仕組みがあると便利。<br>・ 緊急時に手話通訳者がいない場合の対応も考えてほしい。<br>災害時だけ支援するのではなく、平常時から地域でつながっていることも大切です。 | ご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただくと共に、担当部局と共有いたします。 |
| 87 | 第七条について<br>災害時のろう者の情報・コミュニケーション保障にも、遠隔手話通訳の利用が効果的です。市内の通訳者は被災者である場合も多く、交通も寸断される可能性があります。インターネット環境や電源を確保できれば遠隔の手話通訳者と接続して通訳が利用できるため、平時からその準備をしておくことが望ましいです。とくに、災害時に急に遠隔手話通訳の利用をするのは当事者にとって難しいので、平時から慣れておくことが大切です。<br>また、ろう者は避難所生活などで周りの人とコミュニケーションがとりづらく、孤立しがちです。必要情報のやりとりに限らず、雑談も含めて手話でのコミュニケーションができるよう、二次・三次避難や仮設住宅の入居などにも配慮をすることが必要です。 | |
| 88 | (災害における対応)第七条<br>条文では「災害時」とされているが、施策イメージで示されているのは、防災(発災前)対応である。緊急対応で困難なことは多いが、「発災時」の手話言語対応についてイメージを示す必要がある。<br>たとえば、豪雨、地震(津波)などのTV速報で「大雨、逃げろ」「津波、逃げろ」などと放送するなど、具体的な方向性を示す必要がある。 | |

| 番号 | 中間案に対するご意見 | 検討会議としての考え |
| --- | --- | --- |
| ９．第八条―医療機関等における取組　関係 | | |
| 89 | 第八条　医療機関等における取組について<br>医療機関及び介護に関する役務の提供その他のサービスを提供する事業者（事項において「医療機関等」という。）は、ろう者等が手話を使用しやすい環境の整備に取り組むよう努めるものとする。<br>２　市は、前項の取り組みを促進する観点から、医療機関等に対し、手話通訳者を派遣する制度の周知その他必要な措置を講ずるものとする。<br>・手話通訳者を派遣する制度の周知はもちろんですが、聴覚障害者が多く利用する仙台市立病院において手話通訳者を設置するなど、市内の医療機関等のモデルになるような取り組みを行うことを市の責務として明記してください。 | 仙台市立病院における取り組みについては、第三条第一項各号に基づくものです。<br>仙台市立病院における取り組みのご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただくと共に、担当部局と共有いたします。 |
| 90 | 第八、九条<br>「努めるものとする」という、ある意味逃げ道とも取られそうな表現をやめて積極的な表現を希望する。 | 第八条については、医療機関及び介護に関する役務の提供その他のサービスを提供する事業者の自主的な取り組みを促す趣旨から規定しており、条例により義務化されていることを根拠とするのではなく、それぞれの事業内容や実情に応じた取り組みを進めていただくことを想定しています。このため、中間案では「努めるものとする」としています。<br>また、第九条（財政上の措置）については、本市の他の条例の財政上の措置に関する規定や市長が予算提案権を持つことを考慮し、「努めるものとする」としています。 |
| 91 | 耳がきこえない・きこえにくいなどの人々の声を粗漏せず、重々深く研究するようにしてください。救急車で病院へ運ばれるときに、耳が聞こえなくても、救急車の方も手話で分かりやすいようにコミュニケーションを取って頂きたいです。又は、病院に入院している耳がきこえない患者に、楽しく手話の会話をして、明るい病院を築きたい。<br>聴覚障害者をろう者に変えたく、聴者（障害のない人達）を広げて欲しいです。ろう者の癖をつけて欲しい。 | ご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただくと共に、担当部局と共有いたします。 |

| 番号 | 中間案に対するご意見 | 検討会議としての考え |
| --- | --- | --- |
| | 私たちは、月に1回、「手輪プロジェクト」という場を開催しています。この場は、法人代表自身が聴こえないこともあり、聴こえない利用児や、聴こえるものの発語によるコミュニケーションが難しく、手話をコミュニケーション手段としている利用児が通所しています。また、利用児の保護者から「子どもと手話でコミュニケーションができるようになりたい」「手話を学びたい」という声があり、そこから手輪プロジェクトが始まりました。手話は、単に言葉を覚えるように一方的に学ぶものではなく、人と人とのコミュニケーションの中で身に付いていくものだと考えています。そこで、まず手話を第一言語とするろう者を招き、手話が分からなくても、身振りや表情などを使いながら「どうしたら通じるか」を一緒に考え、コミュニケーションとは何か？を考えるきっかけとなる場をつくりました。その中で、参加者が少しずつ手話を覚え、自然にコミュニケーションが生まれていく様子を、講師として参加していたろう者が、「自分のコミュニティが広がっていく。手話を学んでいる人にとって、このような場が必要なのではないか」という声が生まれました。この言葉をきっかけに、利用児やその保護者だけではなく、地域の人も参加できる場へと広がっていきました。現在では、ろう者、手話を学んでいる人など、毎回約20～30人が集まっています。手輪プロジェクトは、「手話を教える場」というよりも、手話を使って人と人が実際に関わり、通じ合う経験を重ねる場です。ろう者と手話学習者が一方的に「教える側・教えられる側」になるのではなく、同じ地域の中で一緒にコミュニケーションをつくっていく場となっています。<br>今回、手話について、ろう者・聴覚障害者、そして手話を学ぶ聴者からさまざまな意見が寄せられました。その中には、「手話をもっと普及してほしい」という声だけではなく、「手話がないと困る」「手話を学びたい」「せっかく学んだから使いたい」「手話を使える人になりたい」「ろう者とつながりたい」という、それぞれの立場からの声がありました。<br>これらの意見を整理しました。 | ご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただくと共に、担当部局と共有いたします。 |
| 92 | 医療・救急の場で、手話によるコミュニケーションを保障してほしい<br>医療や救急の場面では、コミュニケーションができないことにより大きな不安や困難につながっています。<br>・ 救急車で搬送された際、救急車内では何とかなっても、病院に着いてから医師とコミュニケーションが取れず困った。<br>・ 手話通訳者と一緒に病院へ行った際、「個人情報だから」と診察への同席を断られた。<br>・ 手話ができる知人に付き添ってもらっても、家族ではないという理由で同席を断られた。<br>・ 「手話の代わりに筆談をすればよい」と思われていることがあり、医療者の手話やろう者への理解が足りないと感じる。（日本語の理解が個人差あり）<br>・ 手話通訳の派遣は事前予約が必要なため、急病や緊急時には通訳者を手配できず困る。<br>・ 一人で病院に行った場合、家族や知人がいなければ意思疎通が難しい。<br>・ 盲ろう者の場合、触手話などその人に合ったコミュニケーション方法が必要になる。知人や家族、手話通訳者なしには難しい。<br>・ 手術など、手話を見ることができない場面では、手の平に文字を書くなどの方法が必要になる。事前にコミュニケーション方法を確認し、リハーサルを行うことで安心できた経験もある。<br>・ 出産時に助産師とのコミュニケーションがうまくいかず、とてもつらい思いをした。<br>「筆談ができれば大丈夫」ではなく、本人が必要とするコミュニケーション方法や理解を尊重してほしいという声があります。<br>また、手話通訳者がいない緊急時にも、簡単な手話で対応できる医療・介護従事者がいることは大きな安心につながります。「何？」「誰？」「いつ？」「どうして？」「どこ？」など、最低限の手話だけでも覚えてほしいという意見があります。オンライン通訳など、緊急時にも利用できる方法を含め、通訳者がいない場面への対応を考えてほしいです。 | |
| 93 | 急病で医療機関を受診する時（例えば、救急車で運ばれる時や救急車内の消防隊員の理解不足および病院での受診時等）、口頭で話されるため内容を理解できず、筆談での利用もされなかったり、断られたりされます。特に夜間、土日祭日の時間帯は仙台市障害者福祉協会内にある派遣事務所が閉鎖されており、手話通訳や要約筆記等を呼ぶことができません。平日昼間のみ受付連絡やりとりとなっており、他県に比べ非常に遅れている状態です。このような状況は昭和時代から続いており、改善されていません。２４時間受付体制にしてほしいものです。 | |
| 94 | 救急から医療機関に命に関わる時の手話通訳等の情報保障問題について。<br>聴覚障害者です。意見を求めるのに個人名を記入させるのは変。匿名でさせて頂きます。<br>救急でスマホのアプリ１１９で非電話での連絡は可能になりましたが、夜間や土日といった際の手話通訳や要約筆記等の派遣依頼ができない。２４時間体制になっておらず、非常に不便を感じる。<br>医療機関での受診の際、医師から説明時、音声で話されるため理解しにくく。情報保障としての手話通訳や筆談やスマホ（携帯電話）の使用を（音声を文字に表示させるアプリ等）認められないなど壁があります。<br>隣の山形県では国立病院機構山形病院の医師が聴覚障害者のために手話を学び、手話通訳者になり、「手話外来」を開設しました。聴覚障害者の病気の不安を少しでも取り除くように心がけており、安心感があるものです。<br>なぜ、宮城県、仙台市にないのでしょうか？！。<br>仙台市立病院（大きな病院）に手話のできる医師及び看護師を育成し、聴覚障害者が病気のことに関して安心して通院できる「手話外来」を設立させるべきではないでしょうか。検討して頂きたいと思います。<br>東北の大都市なのに、他都道府県に比べ、仙台市は福祉対策が非常に遅れている。恥ずかしいと思います。 | |

| 番号 | 中間案に対するご意見 | 検討会議としての考え |
| --- | --- | --- |
| 95 | 第八条　医療機関等における取組について<br>医療機関及び介護に関する役務の提供その他のサービスを提供する事業者（事項において「医療機関等」という。）は、ろう者等が手話を使用しやすい環境の整備に取り組むよう努めるものとする。<br>２　市は、前項の取り組みを促進する観点から、医療機関等に対し、手話通訳者を派遣する制度の周知その他必要な措置を講ずるものとする。<br>・市の責務として、手話通訳者を派遣する制度の周知においては、聴覚障害者からの申請による手話通訳者の派遣以外にも、医療機関からの申請による手話通訳者の派遣の運用ができる要綱となっていることを正しく周知し、活用し、ろう者が手話を使用しやすい環境を整備できるようにしてください。<br>・ろう者等が手話を使用しやすい環境の整備のため、手話を含めた障害理解に関する研修等が行われることが想定されますが、「手話ができる」ことと「手話通訳ができる」こととは違います。例えば、手話を覚えた看護師が手話で説明ができたとして、ろう者が表出する手話を正しく読み取れるかどうかは別問題です。特に医療現場では、コミュニケーションが通じないことは生命に関わります。この“手話をしやすい環境の整備”については、ろう者等の希望・意見を十分に踏まえ、「推進方針」に明記するようにしてください。<br>・平時における医療機関受診だけでなく、仙台市消防局と連携した救急搬送時の手話通訳者の派遣（または市立病院に手話通訳者を設置し、そこに搬送する等）のシステムを構築することを「推進方針」に盛り込めるような条文にしてください。 | ご意見については、条例施行後の具体的な施策の展開に関するご要望として、今後の参考とさせていただくと共に、担当部局と共有いたします。 |
| 96 | 第八条について<br>医療機関が通訳者を雇用し、手話を使用しやすくすることも大事だが、現状では患者に手話通訳者の同行を求めてくる場合が多いです。通訳者や家族などの付き添いなしの受診を拒む医療機関もあるため、そういった誤った運用にはならないよう十分注意する必要があります。体調はプライベートなことであり、必ずいつも信頼のできる同行者が得られるとは限りません。医療機関は、ろう者が一人で受診することも想定しておくことが必要です。<br>また、医療機関と患者では、患者のほうが立場が弱くなりやすく、対等なコミュニケーションがとりにくい状況があることも認識して施策を進める必要があります。優生保護法下など、障害のある人に説明をせずに重大な医療処置を行なってきた歴史的経緯があり、その反省のうえにたって、医療や体に関わる説明が十分に伝わるようなさまざまなコミュニケーション方法が求められます。<br>そのため、専門知識を有した医療通訳者の養成や遠隔手話通訳システムなどの整備をしてください。 | |
| １０．第九条―財政上の措置　関係 | | |
| 97 | この条例が作られようとしていることを、とても嬉しく思っています。手話が「言語」であると仙台市が明言してくれることは、私たちろう者にとって大きな意味があります。そのうえで、条例がより実効性のあるものになるよう、いくつか意見を述べさせていただきます。<br><br>お金の裏付けをはっきりさせてほしい<br>条例の中で、お金に関する部分（第九条　（財政上の措置）から）は「努める」という書き方になっています。これだと、実際に予算がつくかどうかは分かりません。<br>手話通訳者を増やしたり、通訳を派遣したりするには、お金が必要です。理念だけがあっても、実際に使えるお金がなければ、私たちの生活は変わりません。ぜひ、必要な予算をきちんと確保するという、もう一歩踏み込んだ書き方にしていただきたいです。 | 財政上の措置については、本市の他の条例の財政上の措置に関する規定や市長が予算提案権を持つことを考慮し、「努めるものとする」としています。 |

| 番号 | 中間案に対するご意見 | 検討会議としての考え |
| --- | --- | --- |
| 98 | 財政上の措置と条例の実効性の確保<br>中間案では、第九条において、<br>「市は、手話に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。」と規定されています。<br>地方自治体の予算は毎年度、予算案の編成及び議会の議決を経て決定されるものであり、将来にわたる具体的な予算措置を条例によって一律に拘束することには一定の制約があることから、このような努力義務規定が採用される背景については理解しております。<br>しかし、そのことと、条例上、市が施策を実施する責務をどの程度明確にするかということは、分けて考える必要があります。<br>条例の実効性という観点から見れば、財政上の措置が努力義務にとどまることにより、必要な施策に十分な予算が確保されず、結果として条例が理念にとどまってしまうことが懸念されます。<br>特に、災害時における情報保障や医療機関等における意思疎通支援は、ろう者等の生命、身体及び安全に直接関わる重要な施策です。<br>これらについては、単なる行政上の裁量的な取組としてではなく、市民が必要な情報を取得し、適切な支援を受けるための権利保障に関わるものとして、市が主体的かつ継続的に推進する必要があります。<br>そのため、第九条については、「市は、手話に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。」とすることを含め、市が必要な財政上の措置を確保していく責務が、より明確に読み取れる表現への見直しを検討していただきたいと考えます。<br>また、第三条、第七条、第八条など、市民生活や生命・身体の安全、情報取得及び意思疎通に密接に関わる規定についても、その重要性に応じて、「努めるものとする」という努力義務にとどめるのではなく、「必要な施策を講ずるものとする」「必要な措置を講するものとする」「施策を推進するものとする」など、市の責務をより明確に示す表現とすることについて検討されるよう、強く要望します。<br>なお、条例には、普及啓発など行政の柔軟な対応を必要とする施策も含まれていることから、すべての「努めるものとする」という規定を一律に否定するものではありません。<br>重要なのは、施策の性質や重要性に応じて規定の強さを適切に使い分けることであると考えます。とりわけ、生命・身体の安全に関わる情報保障、意思疎通支援、当事者参画、施策を継続するための基盤となる財政上の措置については、条例の実効性を確保する観点から、より明確な責務規定とすることが望まれます。 | 財政上の措置については、本市の他の条例の財政上の措置に関する規定や市長が予算提案権を持つことを考慮し、「努めるものとする」としています。<br>（第三条、第八条の「努める」という表記についての検討会議の考えは、No.28～No.37、No.90をご覧ください。） |
| 99 | 第九条　財政上の措置について<br>市は、手話に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。<br>・従来の施策に加え、新たな施策など、手話に関する施策を「積極的に」推進できるような財政措置を講ずる、その姿勢を条文で示してください。 | 財政上の措置については、本市の他の条例の財政上の措置に関する規定や市長が予算提案権を持つことを考慮し、「努めるものとする」としています。 |
| 100 | 財政上の措置<br>第九条 市は、手話に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。<br>意見・要望<br>財政上の措置を講ずるように進めます。 | |
| １１．附則　関係 | | |
| 101 | 第三条に見直しを行う旨を追加したうえで、この附則でも、市は条例施行後３年をめどとして条例施行の状況について検討し、その結果に基づき必要な見直しを行う旨を記載してください。 | 意思疎通支援者派遣事業や手話奉仕員等養成事業など本条例に関係する各種施策は、障害者基本法に定める市町村障害者計画など（仙台市障害者保健福祉計画など）に位置づけられ、定期的に実施状況の点検や見直し等を行い、公表することとされています。<br>このように、施策の実施状況については計画に基づき継続的な点検、見直しを行うこととしているため、本条例案において見直しを行う規定は設けない方針です。 |
| 102 | 附則を附則第一項とし、同項の次に次の1項を加える。<br>2 市長は、この条例の施行後三年を目処として、この条例、手話に関する施策の促進に関する法律（令和七年法律第七十八号）その他の関連法令の施行状況、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。<br>【理由】社会情勢の変化や関連法令の見直しに合わせて、一定期間ごとに条例の規定や実施状況を点検・検討し、必要な措置を講ずることを規定する必要がある。<br>【参考条例】<br>宮城県手話言語条例附則第三項<br>神奈川県手話言語条例附則第二項<br>さいたま市手話言語条例附則第二項 | |

| 番号 | 中間案に対するご意見 | 検討会議としての考え |
|---|---|---|
| １２．その他　関係 | | |
| 103 | 条例文を拝見しました。また、市民説明会にも参加しました。<br>議員のみなさんからの提案とのことでしたが、市民説明会に参加する限り、議員有志の皆さんがどの程度まで手話や手話言語について理解されているのか見えませんでした。議員有志のみなさまは、手話や手話言語についての勉強をされたのでしょうか？ | 条例の検討にあたり、当事者団体からはろう者、手話の歴史的背景や手話の文法に係る考え方など様々なお話を伺い、理解を深めてきたものと考えています。 |
| 104 | 公的機関は縦割りであることは理解しています。市民説明会での説明や質疑応答の中で、「条例が制定されたら、パンフレット等を作るのは役所だから」という発言がありました。自分たちが提案したにも関わらず、制定されれば自分たちは関係がないような発言に見えました。制定されてからも聴覚障害者団体と協力しパンフレット等作製にも携わるなどのご意見が出てくることを期待していました。また、テレビでのニュース等への手話通訳を付けることについての質問にも「こちらはお願いするけどやるのはテレビ局だから」とこちらも自分たちには関係ないと思われる雰囲気でした。ぜひ、ここはせっかく提案したのは議会のみなさまなので、制定後も議員有志のみなさんが関わり、率先して取り組んでいただけることを期待します。それができないのであれば、本条例は制定されても意味がないと思います。 | 条例が制定された場合、適宜施策の実施状況などを確認し、必要な働きかけを行っていきます。 |
| 105 | パブリックコメントの意見を手話で撮影して提出することはできるか。 | 本パブリックコメントにおいては、オンラインのほか、郵送、ファックス、持参によりご意見を提出いただくこととしておりますが、いずれの方法によってもご意見を提出することができない等の場合、個別にご相談させていただき、状況に応じて適切に取り扱うものとしています。 |
| 106 | 本市においてもようやく制定されることになり、期待しております。<br>この、パブリックコメントの提出方法に「手話」を含めるべきではないか。日本手話が日本語と並ぶ言語と認めるなら、それに応じた扱いを進める必要がある。その一つとして、文字だけに限らず手話を提出手段に含めてほしい。第三条第一項二号には「手話による情報の取得及び発信に関する施策」とあります。まさに発信に関わることです。これは、早急に対応していただきたい。（仙台市障害を理由とする差別をなくし…まちをつくる条例第三条第四号・第七条第九号等参照。）ろう者や聴覚障害者に係る情報保障というと、聴者側から伝えるための対策が多く取り上げられがちですが、その一方で音声言語の利用に制限があるろう者からの情報発信意思伝達については、等閑視されがちの印象がある。そうした現状の改善のための一歩としても考えていただきたい。 | |
| 107 | 今回の中間案告知の手話動画ですが、原稿が決まっているのだから、手話通訳者ではなく、ろう者自身に手話表現を担当してもらうことができたはず。そういうことも「手話による情報の発信」に資する取り組みになるし、ろう者の社会的存在感を高めることにもなる。 | ご意見として承ります。 |
| 108 | パブリックコメントの対象者に盲ろう者を入れてほしい。 | パブリックコメントは市民の皆さまからご意見をいただくものであり、盲ろう者の方も対象に含まれています。 |
| 109 | 市民説明会において、短時間のうちに質問を考えるのは難しい。話合いの中にろう者がいて、そこでの意見を基に条文がピックアップされたというのであれば分かるが、こういう条文を考えましたがどうですか、という質問の仕方だと意見を出すのが難しくなる。 | 市民説明会では短時間でのご説明となりますが、パブリックコメントは一定期間実施しています。市民説明会でのご意見なども踏まえ、パブリックコメントにてご意見をいただければと考えています。 |
| 110 | 市民説明会の開催時、手話通訳者による通訳がありましたが、議員の座る椅子（あまりにも豪華で大きい椅子であるため）の関係で、ろう者には見えにくいポジションでの通訳となっていました。<br>また、通常、このような説明会が開催される際は、配布資料をパワーポイントで映し出されるものですが、今回はそれが為されませんでした。<br>説明会に参加する人のことを考えての開催であれば、参加者が分かりやすいように設定すべきだと思います。 | ご意見として承ります。 |
| 111 | 条例の最終案を作成するにあたり<br>仙台市手話言語条例の制定にあたっては、手話で意思疎通を行うろう者や、手話通訳に関する施策を支える手話通訳者等、当事者の意見を十分に聞き、協議できる場を設けるべきだと考えます。パブリックコメントののち、委員会としてまとめたものをHP等で公表し、それを議会へ提出することになろうかと思います。しかし、パブリックコメントだけでは当事者の意見や思いを汲み、十分な意思疎通が図れたとは思えません。当事者の意見を聞き、協議する場を経てまとめ、手話を使って生きるろう者が納得できる仙台市手話言語条例の制定を期待します。 | 条例案の検討にあたっては、当事者や関係者のご意見を把握した上で進めることが重要と認識しています。令和７年12月に議員有志による検討会議を設置して以降、ろう者等の当事者団体へのヒアリングを行ったほか、手話通訳者の関係団体からもご意見を伺い、条例中間案の策定に至ったところです。また、令和８年９月２日に市民説明会を開催し、当事者をはじめ多くの市民の方の声を直接伺う機会となりました。パブリックコメントにお寄せいただいた多数のご意見とあわせ、条例最終案の内容をよりよいものとすべく、活用していきたいと考えています。 |

| 番号 | 中間案に対するご意見 | 検討会議としての考え |
| --- | --- | --- |
| 112 | この条例について、市民向けの説明会は今回が初めてだと思うが、中間案はどのような過程を経て決めていったのか、また検討はいつ頃から、どのようなきっかけで始まり、何回ぐらい会議をして、誰から意見を聞いて、この条文を選んだのか。 | これまでの経過として、手話言語条例が必要であるという課題意識のもと、令和７年12月に超党派の議員有志による検討会議を立ち上げ、検討を開始しました。そこから、通算９回の会議（９月２日時点）を開催し、当事者団体から直接ご意見をいただきながら、条例中間案をまとめました。 |
| 113 | 理念条例であるため、制定後具体的な取り組みを決めていくという説明も理解できますが、条例文とは別に配布された資料を拝見する限り、イメージができませんでした。どの程度聴覚障害者団体と協議し、条例文や取り組みについて決めていったのか教えていただきたいです。 | これまで通算９回の会議（９月２日時点）を開催し、当事者団体から直接ご意見をいただきながら、検討を進めてきました。また、適宜会議資料や会議録を当事者団体と共有し、ご意見をいただきながら条例中間案をまとめました。 |
| 114 | これからこの中間案はどのようにして条例になっていくのかという最終的な流れと、検討会議のメンバーに、ろう者は含まれているのかを教えてほしい。 | パブリックコメントでのご意見を踏まえ、条例最終案を取りまとめて、令和８年12月頃開会の議会への提出を想定しています。<br>また、検討会議は本市議会内の組織体であり、ろう者はメンバーに含まれておりませんが、都度、当事者団体からご意見をいただきながら条例の検討を進めています。 |